

平成28年度 宮城県高等学校等育英奨学資金

## 被災生徒奨学資金奨学生募集 ＜新規申請分＞



宮城県は、東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった公私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」）に在籍する生徒を支援するため、「被災生徒奨学資金」奨学生を募集します。

※ 以前に、この貸付を受けたことのある方は、今回募集の対象外です。  
（貸付期間延長の申請をしてください。）

1 募集期間 平成28年6月1日（水）～平成28年7月6日（水）

（上記期間内に学校へ提出してください。）

2 貸付対象者 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災により被災し、下記のいずれかにより修学が困難な状況にある生徒（保護者が、宮城県内で東日本大震災により被災し、その被災により県外に一時避難している場合も含む。）

- (1) 生徒の居住する家屋（所有者を問わない）が全壊（全焼）・大規模半壊・半壊（半焼）又はこれに準ずる被災をした場合  
（福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域（避難指示区域）又は計画的避難区域に居住していた生徒及び緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域に居住している市町村の判断により避難した生徒が区域外に避難した場合を含む。）
- (2) 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病等を負った場合
- (3) 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入が被災前と比較して概ね2分の1以下に減収した場合  
（平成27年の年収が、平成22年の年収と比較して、3割以上の減収となっていること。）
- (4) 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

3 保証人 保護者等1名が必要です。（生活保護費受給者は、保証人になれません。）

4 貸付金額 月額20,000円（年額240,000円）

5 貸付期間と貸付方法

貸付期間： 平成28年4月～平成29年3月

貸付方法： 年額を一括振込（9月予定） ※奨学生本人名義の預金口座に振込します。

6 奨学資金の償還

高等学校等を卒業した場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除します。

高等学校等を経済的理由等により中途退学した場合で就職時又は就職活動時における年間収入見込額が基準収入額を下回る場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除します。

この償還免除は、被災した生徒の将来に、より一層の負債を負わせることが、被災生徒奨学資金の設置の趣旨に反することから、特例的に行うものです。

（被災生徒奨学資金以外の宮城県が行っている奨学金には、奨学生の収入状況による償還免除制度はありません。）

申込み手続き等の詳細は、本校担当者（教務部 神山）にお問い合わせ下さい。



希望者は、6月中旬頃までに 担当：神山のところまで書類を取りに来て下さい。

次頁もご覧ください。